

(令和4年11月15日掲載)

項目	食数について
内容	令和3年度の月毎の食数をご教授お願い致します。
回答	別表1をご参照ください。

項目	提出書類について
内容	納税証明書はコピーでも可能でしょうか。
回答	原本のご提出をお願いします。

項目	提出書類について
内容	『市町村税の滞納が無い旨の証明書、又は直近 2 年分の法人市町村民税・都民税及び固定資産税に係る納税証明書』とありますが、これは決算の時に支払う法人市民税のことか、従業員の市民税(特別徴収)のことでしょうか。
回答	法人が納税義務を負っている市町村税はすべて対象となります。

項目	提出書類について
内容	消費税の納税証明書は(その3-3)のみ添付すればよろしいでしょうか。
回答	未納税額の無い証明であれば結構ですので、(その3-3)のみで未納税額がないことがわかれば、(その3-3)のみで結構です。

項目	企画提案書について
内容	企画提案書の営業の実績について、今現在運営している食堂の主なところよろしいでしょうか。若しくはすべてでしょうか。すべての場合、5 つ以上ある場合、記載はどのようにしたらよいでしょうか。
回答	企画提案書への記載数は提案事業者の判断によりますが、5 つ以上ある場合は主なところをご記載ください。

項目	企画提案書について
内容	企画提案書の営業の企画運営のレイアウトプランがありますが、厨房内のみでしょうか。若しくは賃貸物件すべてでしょうか。
回答	レイアウトプランについては、厨房のみや客席も含めるなどの決まりはございませんので、提案事業者において自由にご提案ください。

項目	備品設置について
内容	賃貸区画外（客席）の食券機などの備品設置はどこまで制限があるのでしょうか。
回答	客席部分も含め、備品の設置は貸付面積の区画内に収めていただく必要がございます。また、貸付面積を増やす場合、その面積に応じて貸付料が増額となる場合がございますのでご了承ください。

項目	原状回復について
内容	原状回復の条件詳細を教えてください。
回答	運営開始前の状態に復帰していただく必要がございますので、事業者側で設置した備品等があれば回収いただき、事業者側の責めに帰すべき事由で壁など建物に損傷が発生した場合は、事業者側の負担で修繕等を行っていただく必要がございます。なお、仕様書別表の本庁舎食堂厨房機器一覧表に記載の貸出備品を新しいものに更新していただく必要はございません。

項目	食数について
内容	募集要項内※参考資料(1)庁内食堂の利用状況にて食事とお弁当の内訳は教えていただくことは可能でしょうか。
回答	別表2をご参照ください。

項目	販促活動について
内容	一般利用者への訴求について、行政としては積極的に行っていく方針なのかどうか。また、訴求を行っていても良い場合、事業者の販促活動（WEB 販促など）はどの程度行って良いのでしょうか。
回答	庁内食堂は職員に限らず、来庁者にも利用していただくことができますが、職員の利用は休憩時間に集中することから、その利用が妨げられることのないようご配慮ください。事業者の販促活動については、形式や規模にもよりますので、事前にご相談ください。

別表1

令和3年度 月毎の食数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
4,545食	3,514食	4,320食	4,131食	4,277食	3,984食	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4,620食	4,426食	4,249食	3,537食	2,304食	2,988食	46,895食

別表2

食事と弁当の内訳

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
食 事	39,734食	42,028食	44,782食
弁 当	2,222食	2,277食	2,113食
合 計	41,956食	44,305食	46,895食